

定例監査及び随時監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査の結果及び同条第5項の規定に基づく随時監査の結果（令和7年10月29日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりだったので、同条第14項の規定により公表する。

令和7年12月9日

山形市監査委員 山川稔彦
同 伊藤明彦
同 鈴木進

(様式)

ス 第 213 号
令和7年11月28日

山形市監査委員 様

山形市長 佐藤 孝弘

文化スポーツ部定例監査結果についての措置状況（通知）

令和7年10月29日付けで通知のあった定例監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

課 等 名	監 査 の 結 果	措 置 状 況
文化スポーツ部 スポーツ課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 山形市スポーツ協会補助金の交付事務において、補助金の額の確定通知書に事業完了後払の交付請求方法が記載されていなかった。 2 備品の管理において、次のようなものがあった。 (1) 現物が確認できないもの ・ 採点板 ・ ウエイトリフティング用具(バーベル) (2) 保管換の手続きがされていないもの ・ 肘掛回転椅子 ・ 両袖机 (3) 使用不能なもの ・ あん馬	1 今後は、財務会計の手引に基づき、適切な補助金交付事務を行ってまいります。 2 (1) 廃棄手続きが漏れていたため、直ちに廃棄手続きを行いました。今後は、財務規則に基づき、適切な備品管理を行ってまいります。 (2) 保管換の手続きが漏れていたため、直ちに保管換手続きを行いました。今後は、財務規則に基づき、適切な備品管理を行ってまいります。 (3) 備品確認時に、使用不能物品を適切に判断し、直ちに廃棄手続きを行ってまいります。
	3 業務委託契約事務において、随意契約の発注見通し及び契約締結前情報の公表が、契約を締結する前に行われていないものがあった。 ・ 山形市ゲートボール場等維持管理業務（長期継続契約） ・ 山形市あかねヶ丘陸上競技場環境整備業務（長期継続契約）	3 他の業務委託契約も含め、発注見通し及び契約締結前情報等の公表について確認しました。今後は、契約規則等に基づき、適切な契約事務を行ってまいります。

	<p>4 山形市蔵王体育館温水ボイラ修繕工事において、指定管理者の費用及び責任において実施すべき130万円未満の管理物件の修繕が、市費で修繕されていた。</p>	<p>4 今後は、蔵王体育館等の管理運営に関する基本協定書第9条に基づき、適切に修繕等の業務を行ってまいります。</p>
	<p>5 行政財産の目的外使用許可事務において、許可申請書に記載された使用面積の算出根拠が不明確なものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山形市総合スポーツセンター（大会時の売店出店のため） 	<p>5 図面の提出を求め、面積の再確認を行いました。</p> <p>今後は、適切な財産の使用許可に細心の注意を図ってまいります。</p>
	<p>6 女子スキージャンプワールドカップ蔵王大会実行委員会の経理事務において、会計処理規程に定められた会計年度の出納閉鎖日を過ぎた支出を、前年度分に帰属する支出としているものがあった。</p>	<p>6 今後は、実行委員会の規程に基づく会計処理を徹底し、適切な経理事務を行ってまいります。</p>

(様式)

介 保 第 1 2 4 4 号
令和 7 年 1 1 月 1 8 日

山形市監査委員 様

山形市長 佐 藤 孝 弘

福祉推進部定例監査結果についての措置状況（通知）

令和 7 年 1 0 月 2 9 日付けで通知のあった定例監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

課 等 名	監 査 の 結 果	措 置 状 況
介護保険課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 備品の管理において、現物が確認できないものがあった。 ・ 電気洗濯機	
		1 備品の廃棄手続きが漏れていったため、直ちに廃棄手続きを行いました。今後は財務会計の手引に基づき、適切な備品管理を行ってまいります。

教（総）第374号
令和7年11月28日

山形市監査委員 様

山形市教育委員会

山形市教育委員会定例監査及び隨時監査結果についての措置状況（通知）

令和7年10月29日付けで通知のあった定例監査及び隨時監査結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

1 定例監査

課等名	監査の結果	措置状況
商業高等学 校	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p>	
	<p>1 予算の執行事務において、予算執行伺兼支出負担行為書の決裁区分を誤っているものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none">教務指導書指導者用デジタル教科書・教務指導第1体育館ネットワークカメラ配線・設置工事第1体育館・輸誠ホール無線アクセスポイント配線・設置工事	<p>1 今後は、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則及び山形市事務代決及び専決に関する規程を確認のうえ、適切な予算執行を行ってまいります。</p>
	<p>2 施設の管理状況において、寄附で受け入れた工作物を公有財産台帳に登録するための異動の事項について、所管部長に対して文書による通知がされていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none">ポール型太陽光電池時計塔（野球場）	<p>2 直ちに、所管部長に対して文書による通知を行いました。今後は山形市公有財産の取得、管理及び処分に関する規則、山形市公有財産管理等に関する事務取扱要領に基づき、適切な施設管理を行ってまいります。</p>
	<p>3 教職員の出退勤管理において、出退勤管理カードが交付されていなかった。</p>	<p>3 教職員の出退勤管理については、出退勤管理カードを交付し運用することは現状では困難であることから、山形市教育委員会職</p>

		員服務規程を改正し現状に則した運用で対応いたします。将来的な出退勤管理カードの交付については、今後も検討してまいります。
4 山形市立商業高等学校 P T A の経理事務において、次のようなものがあった。	<p>(1) 資金前渡で支出した資金について、精算書処理がされていないもの</p> <p>(2) 立替払をしているもの</p> <p>(3) 収入伝票に前年度の資料が添付されているもの</p> <p>(4) 規約に定められた会計年度の末日を過ぎた収入を、前年度分として帰属させ処理しているもの</p>	<p>4</p> <p>(1) 資金前渡で支出した資金は精算書処理を必ず行うよう職員への指導を徹底し、山形市商業高等学校準公金取扱マニュアルに基づき適正な経理事務を執行してまいります。</p> <p>(2) 立替払は厳に慎み、同様の支払いが必要となる場合には、資金前渡で対応するよう職員への指導を徹底し、適正な経理事務を執行してまいります。</p> <p>(3) 伝票作成にあたっては細心の注意を払い処理するとともに、添付資料についても複数名で確認し、適正な経理事務を執行してまいります。</p> <p>(4) 収入の帰属する会計年度について職員への指導を徹底し、規約に基づく適正な経理事務を執行してまいります。</p>

2 隨時監査

課等名	監査の結果	措置状況
商業高等学校	意見 次のとおり事務事業における改善等で、必要と認められる事項があったので適切な措置を講じられたい。	
	1 市立商業高等学校における現金等の取扱いにおける不祥事を受け、再発防止の観点から、学校内で取扱われている現金等（学校徴収金、団体徴収金等）の管理状況について随時監査を執行したところ、次のようなものがあつ	

	<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山形市立商業高等学校会計管理規程においては、公金等の適正な管理を確保するため、山形県教育委員会公金等管理要領、学校徴収金及び団体徴収金の事務処理について及び部活動「部費」会計事務処理基準が記載されているが、それらの関係性が明確なものとなっていなかった ・ 山形市立商業高等学校会計管理規程をはじめ、各要領等の解釈が曖昧であり、その実務上の取扱いについては担当の教職員の判断に任せられていた。また、教職員においては、規程・要領等に基づく事務処理ではなく、前任の担当者から引き継いだやり方での事務処理などが行われているものが見受けられた ・ 毎年度作成することとされている公金等管理台帳が令和6年度まで作成されていなかつたため、学校で取扱う公金等の範囲や管理状況の全体像が把握されていなかった ・ 保護者会が行う部費会計について、顧問は毎年4月末（または保護者会総会後）に決算書等の写しを教頭経由で校長に報告することとされているが、顧問が全く関与していない会計があった ・ 会計責任者は毎年10月事務長を経由して校長に通帳と経理簿等関係帳簿等を提出し、点検を受けることとされているが、点検を行っていない会計があった ・ 決裁者と出納担当を区別し、実質的に1人で事務処理を行うことのないようにすることとされているが、担当の教職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山形県教育委員会公金等管理要領、学校徴収金及び団体徴収金の事務処理について及び部活動「部費」会計事務処理基準の関係性が明確なものとなるよう、山形市立商業高等学校会計管理規程の見直しを図ってまいります。 ・ 会計管理規程等に基づき、適正な事務処理が行われるよう教職員に指導してまいります。 ・ 学校で取扱う公金等の範囲や管理状況の全体像が把握できるよう、公金等管理台帳の作成を徹底してまいります。 ・ 顧問による校長への報告について、徹底してまいります。 ・ 令和7年度は、管理職による10月の点検を実施しました。今後につきましても確実に実施してまいります。 ・ 決裁について、校長をはじめとする管理職の決裁を必ず得た後に事務処理を行うよう徹底してまいります。
--	--	--

<p>1人が事務処理を行っているものがあった</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入、支出の伺いには領収書等を添付することとされているが、収入、支出伺が作成されておらず、領収書のみが保管されているものがあった ・預金通帳、通帳印は同一人が保管することのないようにすることとされているが、同一教職員が保管しているものがあった ・山形県教育委員会公金等管理要領・学校徴収金及び団体徴収金の事務処理について・部活動「部費」会計事務処理基準と異なった事務の取扱いをしているものが数多く見受けられた <p>これらは、適正に事務が執行されていない事項などの一部であることから、学校全体として公金等の取扱いについての認識が希薄であり、管理職による教職員への指導が徹底されていないという印象を強く受けたところである。学校には、会計処理の基準となる山形市立商業高等学校会計管理規程があるものの、その内容について教職員の認識が薄く、また、独自に解釈をしているものも見受けられたところである。</p> <p>令和7年7月23日付けで山形市立商業高等学校会計管理規程は一部改訂、また、部費会計事務処理基準は新たに策定され、それらの規程等に基づいた会計処理に取り組み始めている。学校で独自に定めた規程及び基準は、県の通知文の内容を参考としているものと思われるが、学校で定めた内容と県の通知内容とが異なる部分やそれらの関係性が明確となっていないものが見受けられたところである。</p> <p>今後、公金等の実務上における取</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・収入、支出の伺いの作成を徹底してまいります。 ・令和7年7月から、通帳印は事務長、預金通帳は事務次長が保管しております。 ・山形県教育委員会公金等管理要領・学校徴収金及び団体徴収金の事務処理について・部活動「部費」会計事務処理基準に則った適正な事務処理が行われるよう、教職員への指導を徹底してまいります。 <p>商業高校におきましては、山形市立商業高等学校会計管理規程等を精査し必要な修正を行い、これらの規程等の内容及び公金等の取扱いに係る責任やリスクを全職員で再確認します。</p> <p>加えて、管理職による事務手続の流れや遵守すべき事項について教職員への指導を徹底し、適正な事務執行に取り組んでまいります。</p> <p>教育委員会におきましても、商業高校を含め、市立学校における公金等の取扱いについて、適正な事務執行を図るため必要な指導を徹底してまいります。</p> <p>また、市立学校における学校徴収金・団体徴収金等の取扱いについては、小中学校の実態把握を行いながら、統一した基準の作成を含め、不正を未然に防ぐ方策を検討してまいります。</p>
---	---

扱いを明確にし、規程等の内容を整理されるとともに、加えてその内容について全職員で再認識し、適正な事務執行に取り組まれたい。

市立小中学校にも同様に学校徴収金・団体徴収金等の取扱いがあると思われる。市教育委員会として統一した基準を作成し、不正を未然に防ぐ取り組みをより一層強化することを望むものである。

なお、輸誠同窓会の会計事務は、「学校とは別組織であるとの認識から、管理職が会計の状況を把握しておらず回答できない」との理由で調査シートの提出がなかったため、監査することができなかつたことを申し添える。